

横浜エリア連携協議会  
代表 三浦 紀子 様

横浜市長 林 文子



横浜市に対する市民政策提案について（回答）

さきにご提案（2019年11月21日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

**I. 子育てに関する提案**

1. 安心して出産できる横浜市であるために

1) 産前産後の心配を無くすため母親に寄り添った情報発信を

出産して初めて子育て支援の行政サービスの存在を意識する市民が多数います。

福祉保健センターの相談機能を周知するためにも、よりわかりやすく、信頼を得られるような情報発信を求めます。

産前産後のどのようなときに、どんな行政サービスを、どういうルートで利用できたのかなど、体験者のブログ形式で公開することや、母子健康手帳交付時に体験ライターの募集を行い参加型での情報発信方法を検討するなど、広報対策の強化を進めてください。

**【回答】**

子育て支援の情報発信については、本市ウェブサイトに掲載しているほか、妊娠期から就学前までの母子保健、子育て支援のサービスに関する情報を掲載している「よこはま子育てガイドブックどれどれ」を母子健康手帳交付時等に、すべての方に配付しています。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るため、区福祉保健センターにおいて、母子保健コーディネーター等の看護職が面接し、産前産後の母子保健サービスの利用紹介等を行っています。

さらに、妊婦さんを対象とする母親（両親）教室や、0歳児の子とその母親が集まる地域の育児教室などで、先輩ママさんに経験談を話していただくなど、より身近な形での情報発信を実施しています。

今後も、皆様のご意見を参考としながら、情報発信に努めていきます。

2) 身近な地域の子育て支援の場と福祉保健センターとの連携強化を  
地域の保育や子育て支援の現場で気づく支援の必要なケースを、その先の

適切な支援につなげられるように、福祉保健センターと地域の現場が連携をとれる仕組みを作ってください。

**【回答】**

地域の保育や子育て支援の場において、支援が必要と思われるお子さんや保護者についての気づきがあった際には、区役所福祉保健センターに連絡いただき、連携して対応しています。

3) 産後母子ケア制度の周知、拡充

出産は命の危険も伴う一大事です。ましてひとり親、祖父母がいない又は頼れない、夫が出張や単身赴任、近所に知り合いがいないなど、きょうだい児を家でみる人がいない場合はなおさらです。出産時にきょうだい児が同宿できる仕組み作りを含め、必要な人が知らずに使えなかったということがないよう、産後母子のための制度を整備し、出産するすべての人に情報が届くようにしてください。

**【回答】**

出産時にきょうだい児が同宿することについては、感染予防の観点からそれぞれの医療機関で受入れの判断がされています。今回のご提案のような事情がある方からご相談があった場合には、区役所こども家庭支援課で、一時保育や24時間型緊急一時保育、乳幼児一時預かり等、出産時のきょうだい児の預かりについてご利用いただける制度を紹介し、ご利用いただいています。

なお、「横浜市産後母子ケア事業」においては、追加の費用負担はありませんがきょうだい児の受入れが可能な施設もあり、必要な方にご紹介しています。

子育て支援に関する行政サービスについては、本市ウェブサイトのほか、母子健康手帳や一緒にお渡しする「よこはま子育てガイドブックどれどれ」等にも掲載していますが、出産するすべての方に情報をお届けできるよう、引き続き情報発信に努めます。

2. 乳幼児一時預かり事業と保育所の一時保育事業について

1) 短時間就労のワークライフバランスに応える場を広げる

第2期横浜市子ども子育て支援事業計画素案の中で、「今後就労したいと考えている母親の多くはフルタイム以外の就労を希望しています。」とあるとおり、生活クラブの組合員へのアンケートでも週2～3日の就労を希望する回答が49%と非常に高い割合を占めました。この結果から見ても、一時保育のニーズが高いことがわかります。横浜市が独自に進めてきた乳幼児一時預かり制度の充実と共に、認可保育所での一時保育実施の拡大をすすめてください。

**【回答】**

短時間就労等、多様な働き方をしている家庭や、在宅で子育てをしている家庭など、状況は様々です。安心して子どもを産み、育てられる環境を整え、全ての子どもたちが健やかに育つ社会を実現するため、様々な子育て支援を

充実させていきたいと考えています。

乳幼児一時預かり事業については、地域の身近な場所で利用ができるよう、利用ニーズや市内の配置バランスを考慮しながら、引き続き実施施設の拡充を図っていきます。

一時保育事業については、各施設の実情に応じて事業の実施や利用定員を決めています。受入枠の拡大に向けて施設に働きかけを行っていきます。

## 2) 虐待予防、保育の質向上、そのための処遇改善

一時預かり、一時保育は、保育施設と地域の多くの子育て家庭がつながる窓口です。保護者の潜在的な相談ニーズに出会うことで虐待予防の大きな役割も果たしています。

高い対応力を求められる一時預かり、一時保育の従事者を増やし保育の質向上につなげるためにも、両者ともに処遇の改善に努めてください。

### 【回答】

保育所の一時保育、乳幼児一時預かり事業の処遇改善については、国の動向を踏まえて検討していきます。

なお、乳幼児一時預かり事業については、利用時間に応じた職員配置等のための加算制度を導入しています。

## 3) 車利用の場合の駐車スペースの課題解決

雨天時や距離的な事情で送迎に車を利用せざるを得ない場合、駐車場がない施設では利用者の負担になっています。子育て家庭応援事業「ハマハグ」の協賛施設に、一時駐停車サービスを入れるなど、駐車場の課題解決を進めてください。

### 【回答】

認可保育所を整備する段階においては、状況に応じて十分な駐車スペースを確保するよう指導しています。また、乳幼児一時預かり事業の新規事業者選定時には、利用者の利便性なども考慮し、選定を行っています。

なお、子育て家庭応援事業「ハマハグ」については、子育て家庭を応援するという事業の趣旨に賛同していただき、各施設・店舗ができることをサービスとして提案いただいています。そのため、「ハマハグ」のサービス内容について指定をしていくことは難しいですが、今後の事業推進にあたっての参考とさせていただきます。

## 4) 乳幼児一時預かりと認可保育所の一時保育における制度上の格差是正

認可保育所にはある非課税世帯の利用料減免や、障害児受け入れ加算が、認可外である乳幼児一時預かりにはありません。利用者が使いやすく、事業者が持続可能となるためにも、格差是正を求めます

### 【回答】

乳幼児一時預かり事業における障害児受入加算については、令和2年度から創設することとして、現在制度の検討を進めています。非課税世帯の利用料減免については、類似事業の制度も参考としつつ、引き続き、実態やニー

ズの把握に進めていきます。

### 3. 子育てサポートシステムについて

支援が必要になって初めて子育てサポートシステムの利用を検討する場合がほとんどです。未登録の市民が緊急でサポートを必要とする場合には、コーディネーターが子育て支援拠点以外の場所で登録や利用相談を行うなど、柔軟な対応が可能であることの広報をさらに強めてください。

#### 【回答】

「横浜子育てサポートシステム」は、利用にあたって入会説明会の受講を必須としています。入会説明会は、定期的に「地域子育て支援拠点（以下、「拠点」とします。）」の内外において開催しており、日程等は「横浜子育てサポートシステム」のウェブサイトでご案内しています。

これとは別に、個別での対応や、場合によっては「拠点」内で緊急的に説明会を行うこともあり、これらについては、各区「拠点」で周知しています。

入会申込書の提出（利用登録）は、個人情報保護の観点等から、基本的には本部事務局への郵送や「拠点」への直接の提出をお願いしています。

なお、援助活動前に行う事前打ち合わせについては、「拠点」内外を問わず行う等、個別に対応をしており、入会説明会でも説明しています。

### 4. ひとり親世帯、非課税世帯の学童保育の利用料減免について

ひとり親世帯、非課税世帯が、学童保育と放課後キッズクラブのどちらを選択しても負担差がないよう利用料減免を求めます。

#### 【回答】

放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後キッズクラブの利用料減免については、各クラブが生活保護世帯と市民税所得割非課税世帯に対して減免を行っている場合に、各クラブに対して定額の補助を行っています。

この補助は、国の制度に保護者負担の減免制度がないことから、本市が独自に行っているものです。国に対しては、低所得者世帯、多子世帯等への利用料減免制度の創設を要望しています。

## II. 学校給食に関する提案

栄養バランスのとれた食事を摂ることは、成長期における子どもたちの健康を守るために重要です。しかし、子どもの7人に1人が貧困とも言われ、子どもたちを取り巻く環境は依然として厳しい状況です。さらに多くの小学校、中学校の親は中学校給食を望んでいます。このような現状を踏まえ、子どもたちの給食（昼食）のあり方を考えていくことも必要です。中学校昼食は、将来的に給食に位置付けることも視野に入れた抜本的な改革が必要と考えます。可能なところから段階的に進めることの検討を望みます。

### 1. 生徒が落ち着いて昼食が取れる環境整備と食育の観点から、全ての中学校が昼食時間を延長するよう推進してください。

19年度、一部の中学校で昼食時間が5分間延長されました。20年度はす

すべての中学校での昼食時間を延長することを提案します。昼食時間が短いことが、受け取りや返却の時間がかかるハマ弁や事業者弁当の取り組みが進まないことの要因にもなっていると考えます。

**【回答】**

市立中学校の昼食時間については、各学校が授業時間などとの関係から時間配分を行っており、教育委員会で一律に定めていません。

なお、食育の観点からも、ゆとりある食事時間を確保することは大切ですので、適切な時間配分について各学校長に対し、現在、要請を行っているところです。

2. お昼の用意が困難な家庭に対する支援は、中学校は小学校の給食と比べて不十分です。必要な生徒に昼食が届くよう、現在の昼食支援をハマ弁に限らず業者弁当にも広げるよう見直してください。選択を可能にすることで、支援の利用を周囲に認知されることを防ぐ対策にもなります。

成長期にしっかりと栄養を摂取することが大切です。ハマ弁の喫食率は、まだまだ低い状況です。業者弁当などの選択肢を広げることでバランス良い昼食を食べることを推進します。業者弁当はバランスがとれていないので支援の対象にならないとのことですが、業者弁当でもバランスがとれているところもあります。横浜市としてバランスの取れた弁当の販売を促し業者弁当も支援の対象とすることを検討ください。

**【回答】**

ハマ弁については、給食実施が難しい中、栄養バランスが整った昼食を中学生に提供する仕組みとして、他都市のデリバリー型給食と遜色ない内容で実施しており、すべての中学校で一律に提供できることから、ハマ弁を現物給付することで支援を行っています。令和元年度には、より多くの生徒にハマ弁による支援が行き届くように、夏休み明けから、就学援助等対象者に対象を拡充し、令和2年1月時点で4,000名を超える生徒の支援を認定しています。

業者弁当は内容が多岐にわたり、支援内容をすべての学校で現物給付として均一にすることが難しいことから、ハマ弁による支援を実施しています。

ハマ弁の喫食率は直近となる令和2年2月時点では7.3%と、少しずつではありますが、着実に利用は進んでいます。引き続き、生徒がハマ弁を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

3. 保育所・小学校の給食、中学校のハマ弁は、食品添加物、遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品の排除と放射能検査を公表し、安全な食材で安心して食べられるような昼食を提供してください。

今後ゲノム編集食品が小学校給食やハマ弁の食材に使用されることなくトレサビリティが明確な食材を使った昼食の提供を望みます。

**【回答】**

市内保育所等の給食食材に関しては、食品添加物や放射能、遺伝子組み換え食品などについて、国の動向を踏まえて情報を提供しています。

今後も国の動向を踏まえながら、各保育所等に正確な情報を提供し、子どもに安全で安心な給食を提供できるよう努めていきます。

小学校給食については、公益財団法人よこはま学校食育財団に物資調達を委託しています。当該財団が自ら定め、教育委員会が確認・承認した規格に適合した物資を調達するとともに、残留農薬、食品添加物、細菌検査等の検査結果を財団のウェブサイトで公表しています。

中学校のハマ弁については、市場に流通している安全な食材を各弁当製造業者が調達しており、食材の産地についてはハマ弁のウェブサイトで公表するなど、安全・安心な提供に努めています。

4. 健康・環境の面から、給食で使用する食器の洗浄は、石けんの使用の推進を強め、使用する学校が増えるようにしてください。また各学校での食器の洗浄剤をホームページで公開し明らかにしてください。

**【回答】**

本市では、神奈川県が定めた「神奈川県洗剤対策推進方針」をもとに、原則として食器具の洗浄に石けんの使用を推進することを学校に通知しています。

学校でもできるかぎり石けんの使用に努めていますが、食器に石けんカスが残ってしまうなど様々な事情から石けん以外の洗浄剤を使用している学校もあります。このため、石けんの使用が進むよう引き続き学校に働きかけるとともに、本市ウェブサイトへの掲載について検討していきます。

### **Ⅲ. 高齢者福祉に関する提案**

1. 高齢者の生活現場を直接捉えるべき基礎自治体として、国へ働きかけるとともに、地域福祉の充実を行ってください。

- 1) 食事サービス、移動サービスなどの生活支援サービスを自己負担で利用できる高齢者は、決して多くはありません。横浜市高齢者保健福祉計画における生活支援サービスの充実を提案します。

**【回答】**

「よこはま地域包括ケア計画（第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」に定めた取組を通じ、生活支援サービスなどの在宅生活を支えるサービスを提供していきます。

- 2) 横浜市訪問介護相当サービスの報酬単価は1年ごとに、国の動向に連動した形で決めています。1年ごとの見直しでは、事業所として先行きが見えず非常に不安定な状況での運営を強いられます。横浜市として、報酬単価は維持していくことを提案します。

**【回答】**

報酬については、国の動向等を注視し、対応していきます。

- 3) 横浜市訪問型生活援助サービスの事業所は、今だ303事業所に留まっています。（訪問介護約800事業所中37%）事業者にとって、報酬単価が9割に

減収されている状況では事業所は増えていきません。早急に事業の見直しが必要と考えます。

**【回答】**

「横浜市訪問型生活援助サービス」は、旧介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行うものです。

一定の研修を受講した無資格者も提供できるサービスであるため、基本報酬は「横浜市訪問介護相当サービス」の基本報酬の90%に設定しています。

「横浜市訪問型生活援助サービス」の利用者は増加傾向にありますが、引き続き国の動向や実施状況等を注視していきます。

- 4) 介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）は、要支援者の活動に繋がらないという課題が見えてきました。本来の目的に照らした財源のあり方も含め、利用者の状況と共に詳しい検証を更に進めて下さい。

**【回答】**

「介護予防・生活支援サービス補助事業」については、活動団体の皆様からのご意見等もふまえつつ、国の動向等を見極めながら、引き続きより良い事業の実施に向け検討していきます。

- 5) 今年度から、「訪問介護等資格取得支援事業」が実施されました。特に、介護職員初任者研修に力を入れ、周知の徹底を行いその検証を必ず行い着実な事業の実施を要望します。

**【回答】**

令和2年度もホームヘルパー等を目指す市民を対象に、介護職員初任者研修等の受講を支援する「訪問介護等資格取得支援事業」の実施を検討しています。令和元年度の実施状況を踏まえ、幅広く事業周知します。

2. これまでに5回の介護保険制度の改定があり、そのたびに、介護の社会化からは遠ざかり、必要な時に必要な人が使えるサービスではなくなりつつあります。介護保険制度の本来の理念の実現に向けて、改定の議論がなされている今だからこそ、以下の内容で国へ強く提案してください

- 1) 要介護度1・2の「訪問介護の生活援助」と「通所介護」を地域支援事業に移行する議論が行われています。これらが決定されると、支援が必要な高齢者が必要な時に必要なサービスが受けられなくなり、重度化する高齢者が増加します。また、介護離職などの問題が深刻化します。介護保険給付から外さないことを強く要望してください。

**【回答】**

軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、国の「社会保障審議会介護保険部会（以下、「介護保険部会」とします。）」において、総合事業実施状況や介護保険の運営主体である市町村意向、利用者へ影響等を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当であるとされています。

今後の「介護保険部会」での検討状況等を注視し、必要に応じて国に要望してまいります。

- 2) ケアプラン作成の有料化も議論されています。利用者の自己負担が増えると同時に、ケアプラン作成に抑制がかかり、必要なサービスが受けられなくなります。有料化を行わないことを要望して下さい。

**【回答】**

ケアマネジメントに関する給付の在り方については、「介護保険部会」において、利用者やケアマネジメントに与える影響を踏まえながら、自立支援に資する質の高いケアマネジメント実現や他のサービスとの均衡等、幅広い観点から引き続き検討を行うことが適当であるとされています。

今後の「介護保険部会」での検討状況等を注視し、必要に応じて国に要望してまいります。

- 3) 介護職の人材不足は、ますます深刻になっています。横浜市では、外国人の人材につき国への要望がなされていますが、本質的な解決にはなりません。基礎の報酬単価を上げ、安定した人材の確保が必要です。報酬単価の見直しが必要です。

**【回答】**

介護人材の確保については、「介護保険部会」でも検討され、「介護職員の処遇改善、多様な人材の参入・活躍の促進、働きやすい環境の整備、介護の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備の取組を一層進めることが必要である。」との意見が付されています。

今後の介護保険部会での検討状況等を注視し、必要に応じて国に要望してまいります。

#### **IV. 環境に関する提案**

持続可能な開発目標（SDGs）は、環境に関する目標が多くあります。その中でも、「気候変動への対処」「海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用」は、市民の身近な問題から取り組めることと考えます。ゴミの削減、ビンのリユース、プラスチック対策は急務です。

また、近隣の洗濯物、学校の給食着等の香りによる健康被害が増えてきています。この「香害」についての対策も講じてください。

1. 市民による聞き取りアンケートで、缶・ビン・ペットボトルを分けてゴミを出しているという声が多く聞かれました。そのゴミを混合収集し、ゴミ工場分別作業しているのが実態です。混合収集でまとめて出すゴミは、市民がリサイクルを意識しづらく、リサイクルの効率を下げていると思われます。市民が分別して出すことで、資源のリサイクルをより意識できると考えます。市が率先した3Rの姿勢を示してください。

**【回答】**

混合収集している「缶・びん・ペットボトル」について、平成30年度に

一部地域を対象にびんのみを回収する実証実験を実施しました。

実証実験において、資源化が効率的に行えることの確認ができましたが、品目別収集の実施にあたっては、大幅な収集の見直しや、コストの上昇が見込まれることなどの課題もあることから、今後、慎重に検討を進めていきます。

2. 横浜市が取り組んでいるマイバッグ・マイボトルスポット等の運動の見直しを検討してください。マイボトルスポットの認知が低いことと、協力しているところが少なく足りないと感じます。多くの市民が取り組める方法への展開に期待します。

**【回答】**

マイバッグについては、令和2年7月にレジ袋の有料化が実施される機会を捉えて、多くの市民の皆様にはマイバッグ持参をはじめとした使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいただけるよう、キャンペーンやイベントを通して広報・啓発を行う予定です。

マイボトルスポットについては、より多くの市民の皆様には利用・活用していただきたいと考えています。ウェブサイトを変更するとともに、啓発の機会を捉えて、周知を図っていきます。また、マイボトルスポットを増やすための取組も進めていきます。

3. 香りつき洗濯洗剤・柔軟剤・芳香剤などの香料に含まれる香り成分に起因し、頭痛やアレルギー、化学物質過敏症などの健康被害を生じる「香害」が問題になっています。

ポスターなどで香料自粛に向けた啓発をしてください。国に対して香料の成分表示の義務付けと企業 PRTR 法で定められた化学物質の使用を止めるように意見を出してください。

**【回答】**

香料に含まれる香り成分に起因し、健康被害が生じる「香害」が問題となっていることを受け、国民生活センターから「柔軟仕上げ剤の臭いに関する情報提供」がされていますので、その内容を本市においてもウェブサイトなどで情報提供しています。

## **V. 就労支援に関する提案**

1. 就労相談をどこで受けても関連部署につなげる仕組みをつくって下さい。

横浜市は障害者の就労支援、若者の就労支援、困窮者自立支援制度による就労相談窓口・機関が多様にありますが、複合的な課題をもっている人はどこに就労相談に行ったらいいのかわかりません。私たちのアンケートでも働きたくても働けない理由に障害でも高齢でも引きこもりでもない「その他」を挙げている人が少なからずいました。複合的な課題を抱えている方たちだと推測されます。2015 年度から生活困窮者自立支援制度ができて、複合的な課題を抱えている方の就労相談も生活支援課で相談できる仕組みができました。区役所での庁内連携は進んでいるとのことですが、それ以外の市内

のどこの就労相談窓口に行ってもたらい回しすることなく、支援につながる仕組みをつくって下さい。

**【回答】**

「生活困窮者自立支援制度」では、困りごとの状況に応じて、包括的に相談及び支援を行っています。また、支援にあたり各種制度による支援が必要な場合は、本市関連部署を紹介しています。

就労支援については、本市関係部局及び市内就労支援機関による「横浜市就労支援事業連絡会」を毎年開催しています。連絡会では、各所管事業の進捗状況及び求職者の動向等について情報共有や意見交換を行い、相互に連携・協力できる体制を整えています。

また、国などの関係機関においても、神奈川県労働局と平成23年に締結した「横浜市雇用対策協定」に基づき、「雇用対策運営協議会」を年2回開催し、実績報告や雇用情勢に関する情報共有の場を設け、緊密な連携を図っています。

他機関からの紹介や複数機関を利用されている方への支援についても、支援の空白が生まれないよう、より一層連携を図っていきます。

**2. ゼロか100の働き方だけではない多様な働き場づくりの支援を**

一般就労に困難を抱える人が何等かの支援を受けながら働く場を一般就労の準備段階と捉えるのではなく、継続して働き続けることができる働き場を増やすことが必要です。生活困窮者自立支援制度の認定訓練事業所での就労は中間的就労と位置付けられ、期間が限定されています。一般就労に移行できない人は期間がすぎてしまうとボランティアとして社会参加をするか、再び引きこもるしかなくなってしまう。障害者には就労継続事業所制度がありますが、障がいがあるないにかかわらず、事業所で継続的に働ける社会的事業所の支援制度をつくって下さい。

**※社会的事業所とは**

障がい者をはじめとしてホームレス、シングルマザー、ニート、引きこもりの若者、薬物・アルコール依存者、刑余者など様々な原因により働きにくさ、生きにくさを抱え社会的排除にあう人と共に働く場です。

**【回答】**

「生活困窮者自立支援制度」の「認定就労訓練事業」は、一定の期間を設けながら就労に必要なスキルなどを現場での指導によって身に付けてもらうことが目的であり、企業等に「働く体験の場」をご提供いただき、一般就労への移行などの自立に向けた支援を企業等と連携して行うものです。

継続して働き続けることができる場の確保については、関係機関とも連携を図りながら確保に努めていきます。

なお、シングルマザーの雇用の場の確保策として、母子家庭の母等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、厚生労働省が助成金を支給する「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」があります。本市では「横浜市母子家庭等就業・自立支援センター」において、事業主の方に対し助成金の広報や

申込み手続き、雇用の紹介を行っています。

また、ひきこもり状態にあるなどの様々な困難を抱える若者に対しては、「若者サポートステーション」をはじめとする若者自立支援機関において、個別の相談支援や就労に係るセミナー・プログラム、職場体験プログラム(ジョブトレーニング)等を通じて、支援対象者の一人ひとりの状況に合わせた支援を行っています。

## VI. IR（カジノ）誘致

市長は、IR誘致の理由を人口減少社会への危機感を挙げ、IR誘致の方針を決定しました。しかし、人口減少社会、超少子高齢社会を迎え、自治体も国もその対策をこの間積み重ねてきたはずです。それを否定し、世界的にも斜陽産業となりつつあるカジノに活路を見出す国家戦略に、私たちの未来を委ねるわけにはいきません。

若い世代が消費を抑制し、経済社会に求められる姿は大きく変化しています。横浜市は、歴史豊かな美しい港を有し、多くの観光客を呼び、また住みやすい街として栄えてきました。歴史文化を尊重し、豊かな自然を守り、市民の健康を第一に、発展を旨すべきです。

以下の4つの理由から、IR（カジノ）誘致方針の撤回を提案します。

### 1. 民主主義のプロセスを無視した決定。

林市長は、市民に向けて、IR誘致の根拠の説明を一切せずに誘致の決定をしました。市民には、意見を表明する場も、議会における議論の場も不足しています。様々な懸念される事項について、まずは調査をし、対策を示したのちに議論のテーブルに乗せるべきです。

### 2. 観光振興にカジノは不要。

IRの目的は、観光の振興・地域経済の振興・財政の改善に貢献するとされ、そのターゲットは、外国人に向け、宿泊者数を伸ばすことを目的とされています。しかし、横浜の観光が不振であるかのように示された数字には、他都市と比較できない誤りが指摘されています。日本の外国人観光客数は、今やアジアで1位。ここ8年で5倍に伸びています。そしてその多くが「日本らしさ」を求めて日本を訪れます。きらびやかな人工物を建設することを観光客が求めているとは考えられず、むしろ、治安悪化の懸念が高まっています。

### 3. 経済的社会的効果は、マイナス。

市長が示した経済的効果の数字は、これまで一切根拠が示されず、一方の社会的コストは全く試算されていません。カジノが生み出す利益は、誰かの損失の上に成り立つものであり、その損失は、経済のみならず、心身の健康に関わる場合もあります。また、カジノは周辺地域の消費を吸い上げ、存続には、地域社会の犠牲が伴います。市民の利益を損なうことを良しとする産業を市が率先し誘致するようなことがあってはなりません。

#### 4. ギャンブルの恐ろしさ。

ギャンブル依存症に関しては、実態調査も行われていません。ギャンブル依存対策については、エビデンスも立証されていない状況。そもそもカジノ事業の成功には、負け続ける人が必要となり、ギャンブル依存が不可欠要素だと言えます。

#### 【回答】

本市では今後、生産年齢人口の減少等による、消費や税収の減少、社会保障費の増加など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。

このような状況にあっても、横浜が都市の活力を維持し、子育て、福祉、教育など、市民の皆様の安全・安心な生活をしっかり維持していくための方策の一つとして、I R（統合型リゾート「特定複合観光施設」）について検討を重ねてきました。

I Rの整備は、国際的なM I C Eビジネスを展開し、日本の魅力を発信して世界中から観光客を集め、来訪客を国内各地に送り出すことによって、観光先進国の実現を目指すという我が国の重要政策です。

「I R推進法」の基本理念では、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われるもの」とされています。

また、カジノ事業の収益を活用して観光振興や財政への貢献を目指すものとして、「I R整備法」によりI R区域内でカジノの免許を取得した事業者が、カジノを設置・運営することが合法化されています。こうした仕組みは、我が国においても競馬などの公営競技や宝くじなどで従来から法制度として導入されており、その収益が公益目的で活用されています。

本市が行った調査におけるI Rの効果としては、I R区域内での消費に加え、建設時、運営時における経済波及効果、市財政への増収効果など、これまでにない経済的社会的効果が示され、横浜が抱える諸問題に有効な対応策になりうることを確認できました。

I Rの効果（数値）については、「I R整備法施行令」など、新たな情報を踏まえ、「横浜におけるI Rの事業性」や「施設規模」、「経済波及効果等」について、具体性や精度を高め、事業者から情報提供を受けたものです。

提供された情報については、委託先である監査法人とともに、ヒアリングなどを行い、根拠に基づいて算定されたものであることを確認しています。

I Rの経済効果を市内経済へ波及させるためには、I Rと周辺地域をしっかりと連携させ、相乗効果を生み出すことが必要であると考えています。今後、地域経済の振興、周辺地域との連携について具体的な検討をすすめ、実施方針や区域整備計画に反映していきます。

市民の皆様の不安要素である、カジノに起因した依存症や治安悪化などへの対策については「I R整備法」において「免許によるI R事業者の参入規制」、「日本人等の入場料 6,000 円」、「7日間で3回、28日間で10回とする

入場回数の制限」、「20歳未満の者や暴力団員の入場禁止」など世界最高水準のカジノ規制が定められています。これらに加え、カジノを行う区域の面積上限をIR施設の床面積合計の3%とすることなどが示された「IR整備法施行令」や、既存のギャンブル等の依存症に対し国や自治体、関係機関・団体、事業者等による総合的な取組を講じる「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が昨年4月に示されました。これらのことにより、あらゆる関係者が協力し、依存症の方を増やさないように取り組む環境や治安悪化などへの対策を強化する環境が整ってきました。

このような状況を総合的に勘案し、横浜の20年、30年先を見据え、将来にわたり成長・発展を続けていくためには、横浜においてIRを実現する必要があるという結論に至りました。

また、横浜市がIRの導入に向けた本格的な検討・準備を進めていく中で、説明会を開催する等、丁寧にご説明を行うとともに、市民の皆様のご意見を伺い、ご理解を深めていただけるように進めていきます。

「IR整備法」においては、住民の意見を反映させるための必要な措置として、IRを実施する場合は、都道府県等との協議や同意、公聴会の実施、議会の議決など、民意の反映方法について規定されています。

今後、どのように民意を反映するかについて、国からの情報を参考に時期や方法を含め検討していきます。

ギャンブル等依存症については、今年度実態調査を行っており、調査をもとに、横浜市の現状を把握したうえで、予防、治療など、対策について検討し、それにかかるコストの検証を行っていきます。

この旨ご了承いただき、貴会の皆様によりしくお伝えください。